

# 四国初の適格消費者団体として

野垣 康之 Nogaki Yasuyuki

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット理事長、弁護士。

特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

2008年7月設立、2018年6月19日に全国18番目、四国初の適格消費者団体として認定を受ける。

## 四国初の適格消費者団体認定

2018年6月19日、特定非営利法人えひめ消費者ネット(以下、当会)は全国で18番目となる適格消費者団体の認定を受けました。空白地帯となっていた四国で初めて適格消費者団体の認定となりました。

当会は、2008年7月消費生活相談員や消費生活アドバイザーが中心となって設立され、消費生活相談や消費生活に関する情報を収集し、注意喚起情報などを提供する事業などを実施し、愛媛県民の消費生活の安定・向上に寄与する活動に取り組んできました。

その後、弁護士や司法書士等の法律実務家、研究者、消費生活相談員、生活協同組合、消費者団体等、愛媛という地域で消費者問題に関する活動を行っているメンバーが集結して、さまざまな活動を行ってきましたが、2013年度から消費者行政活性化基金を活用した愛媛県の補助事業を受けて、適格消費者団体の認定をめざして活動を開始しました。

現在、正会員102名のほか賛助会員22名(2019年9月時点)からの会費収入や寄付等で運営しています。

## 検討委員会の活動

当会は、差止請求の要否およびその内容について検討を行うために検討委員会を設けて弁護士4名、司法書士5名、消費生活相談員3名が

委員として活動しています。

検討委員会は年に6回程度開催し、消費者被害の差止請求の可否等について検討し、申し入れ案の起案等を行っています。

## これまでの主な申し入れ事案

### 事案 1 予備校に対する申し入れ

予備校のパンフレットには「一旦納入された学費は、返金制度に該当する場合を除き、理由の如何を問わず返金いたしません」と記載されており、受講生が在生中としての地位を取得する前に契約を解除した場合においても返金をしない旨のようにも解されました。

さらに、在生中としての地位を取得した後の解除であって、幾らかの損害を被ることはあり得るとしても、中途入学者を受け入れること、その他の事前の対策を講じることは十分に可能であり、少なくとも、納付した解除後の期間に対応する授業料の全額について、一般的、客観的に損害を被ることにはならないというべきです。

そこで、いったん納入された学費の全額の返還をしないことを定めた文言は、平均的な損害を超えるものとして消費者契約法9条1号に違反するとして条項の改正を申し入れました。

予備校からは、実際には個別に事情を聞いて退学した学生には学費の返還をしている旨の回答がありましたが、パンフレットの記載によって、返金を受けられないものと誤解して返金の請求自体を行わない場合もあり得るので、パンフレットの文言自体を変更するように再度、申し入れをしたところ、パンフレットの文言の変更を確認したために申し入れを終了しました。

## 事案2 着物レンタル業者に対する申し入れ

着物レンタル業者の契約書に、着物の返還が遅れた場合に延滞金1日3,000円を支払う旨、および契約成立後1週間を経過した後のキャンセルについて、キャンセルした日によって契約金額の10%から80%の違約金を支払う内容の契約書となっていたところ、消費者契約法9条および10条に違反するとして申し入れました。

申し入れ後交渉したところ、延滞料は徴収したことがなく、違約金についても病気や転居等の理由でやむなく利用できなくなった時は無料で解約に応じてきたと説明があり、また、問題の条項を改正したことが確認されたため申し入れを終了しました。

## 事案3 不動産仲介業者に対する申し入れ

不動産業者が仲介している建物賃貸借契約書について、賃借人に修繕義務を負わせる条項や入居者の出産以外の入居(例えば婚姻による入居)が認められない条項、破産等の申し立てがあった場合や後見等の審判を受けた場合に契約を解除することができる条項など消費者の賃借権を不当に制限する条項が散見されましたので、消費者契

約法10条に違反するとして当該条項の改正および削除を申し入れました。

不動産業者の代理人弁護士と交渉を重ねた結果、不当な条項の改正および削除が確認されたので申し入れを終了しました。

## 啓発活動等

当会は設立以来、消費者トラブルの未然防止を目的に愛媛県内のさまざまな団体の要望に応じて、公民館や集会所などで出前講座を実施してきました。高齢者向けの「悪質商法の手口と対策」「消費者トラブル未然防止」等の講座を寸劇、紙芝居、替え歌などの手法で行ってきました。また、小中学生向けの金銭教育はおこづかいゲームなどを使って楽しく行ってきました。

さらに、愛媛県からの委託により小学生から中学生、高校生、大学生までの各段階ごとに消費者教育の教材を作成してきました。作成した教材は当会のホームページ\*から無料でダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

## 今後の課題

当会の運営の課題としては、メンバーの高齢化により長期的な活動の継続が危惧されており、今後は若手の弁護士や相談員らの参加促進を図り、消費者保護を担う人の底辺を拡大していく必要があります。

財政面でもメンバーのボランティア的な活動や愛媛県の補助金に負う面が大きく、個人会員や法人会員をどのように増やしていくかも検討課題です。

被害情報の収集についても当会の認知度を高めて愛媛県内から広く被害情報が寄せられるように体制を整えていく必要があると考えています。

\* えひめ消費者ネット 啓発講座 [https://ehime-syuhisya-net.org/katudo\\_keihatu.html](https://ehime-syuhisya-net.org/katudo_keihatu.html)